

イギリスにおける 2013 年王位継承法の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 河島 太郎

【目次】

はじめに

I 制定の経緯

1 背景

2 制定経過

II 概要

1 性別によらない王位継承

2 ローマ・カトリック教徒との婚姻に係る欠格事由の撤廃

3 婚姻に君主の同意が必要な王族の範囲の限定等

4 その他

おわりに

翻訳：2013 年王位継承法

はじめに

イギリスは 300 年以上の歴史を有する立憲君主制の国家である。現在の正式名称をグレートブリテン及び北アイルランド連合王国といい、

その王位は男子を優先しながら女子にも継承されてきた。このほどイギリスで制定された 2013 年王位継承法 (Succession to the Crown Act 2013 (c.20、以下「2013 年法」という。)) は、王位継承の先後を性別によらないものに改める等、長年にわたる同国の王位継承に関する法規範を変更する重要な意義を有する法律である。本稿では、その制定の経緯と概要を略説し⁽¹⁾、末尾に同法の翻訳を付す。

I 制定の経緯

1 背景

一般的に男子に限り王位を継承するものとされてきた欧州大陸の君主制の諸国において、1980 年頃から男女を問わず長子が王位を継承するよう王位継承法等を改正する例が相次いだ⁽²⁾。その影響もあって⁽³⁾、憲法改革に着手した労働党ブレア政権時代 (1997.5 ~ 2007.6) の開始前後から王位継承を男女平等なものとする法案⁽⁴⁾

(1) なお、王位継承に関する法規範には、即位の宣誓に関する 1910 年王位継承宣言法 (Accession Declaration Act 1910, 10 Edw. 7 & 1 Geo. 5, c.29) や、エドワード 8 世 (Edward VIII, 在位 1936.1 ~ 12) の退位によりその子孫を王位継承から除外する 1936 年退位宣言法 (His Majesty's Declaration of Abdication Act 1936, 1 Edw. 8 & 1 Geo. 6, c.3) の規定等もあるが、2013 年法には特段の関係がないため本稿では言及しなかった。イギリス王位継承法の全体像の簡便な紹介については、山田邦夫「諸外国の王位継承制度—各国の憲法規定を中心に」『レファレンス』656 号, 2005.9. pp.84-86. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999874>> 以下、インターネット情報は 2013 年 9 月 1 日現在である。制度の詳細については、ヴァーノン・ボグダナー (小室輝久ほか訳)『英国の立憲君主政』木鐸社, 2003, pp.52-71. (Vernon Bogdanor, *Monarchy and the Constitution*, 1995, pp.42-60) 参照

(2) 1979 年にスウェーデン、1983 年にオランダ、1990 年にノルウェー、1991 年にベルギー、2009 年にデンマークが所要の立法措置を講じて男女を問わず長子が王位を継承することとなった。デンマークについては、山岡規雄「デンマーク憲法概説」『レファレンス』697 号, 2009.2, p.52, 注(10)及び「デンマーク王位継承で男女平等 長子優先選択、国民投票で承認」『共同ニュース』共同通信社, 2009/06/08 20:09. <<http://www.47news.jp/CN/200906/CN2009060801000841.html>> ; その他の諸国については、山田 同上, pp.88-95.

(3) 加藤紘捷「イギリスの王位継承法と女王考」『日本法學』74 (2), 2008.7, p.297.

(4) Department of Information Services, "Attempts to amend Crown succession: Parliamentary Information List," *Standard Note*, SN/PC/04663, 3 May 2013 (last update). <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN04663>> によれば、1997 年 2 月 18 日に保守党上院議員 (当時) のアーチャー卿 (Lord Archer) が提出した王位継承の男女平等化を図る法案を嚆矢とする (同法案については加藤 同上, pp.297-298 参照)。

その他の王位継承の在り方を見直す議員提出法案が何度か提出されてきた⁽⁵⁾。これに対し、ブレア政権は案件の複雑さに比べ実益に乏しいとして王位継承法の改革を支持しなかったが⁽⁶⁾、労働党内でブレア政権を継いで更に本格的な憲法改革に取り組んだブラウン政権（2007.6～2010.5）はこの立場を変更して王位継承法の改革に必要な英連邦諸国との協議（後述）の開始に積極的な姿勢を示した⁽⁷⁾。

2011年4月29日、現在の女王エリザベス2世の王孫でありチャールズ皇太子の長男として王位継承順位第2位のウィリアム（William）王子が婚姻をしたこと⁽⁸⁾、王子夫妻（ケンブリッジ公夫妻）に長子の誕生の期待が生じ、併せてその性別と王位継承順位が意識される契機となった。

2011年10月12日、首相官邸の広報官は、

同月末の英連邦諸国首脳会議を前にして、キャメロン（David Cameron）首相（2010.5～）⁽⁹⁾が英連邦諸国首脳に王位継承関係の法規範の変更を提案する書簡を9月末に送付したことを公表した⁽¹⁰⁾。イギリスの君主は、同時に、50余りの英連邦諸國中オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アンティグア・バーブーダ、ジャマイカ、バルバドス、バハマ、グレナダ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ベリーズ、セントクリストファー・ネイヴィス、パプアニューギニア、ソロモン諸島並びにツバルの15か国の元首でもあり、イギリスも含めてこのような国を「領国（Realm）」という⁽¹¹⁾。イギリス本国以外の領国においても各国内法事情に応じて立法措置等を講ずる必要が生じ⁽¹²⁾、また、1931年ウェストミンスター法前文⁽¹³⁾では王位継承にわたる法の変更についてイギ

-
- (5) これらの法案の中には、後述するローマ・カトリックに関する王位継承の規制の緩和又は撤廃を図るものほか、今後の君主は先王の最近親の王族から下院が選任し、併せて当該君主に75歳の定年制を設けるものとするユニークな法案も見受けられる (*ibid.*)。 *Succession to the Crown and Retirement of the Sovereign Bill*, HC. Deb. vol.430, col.161.
- (6) “Rules of succession: Queen and country” *Guardian*, 28.October 2011, p.48 は、そもそも政治家が有権者の関心の低い事項に消極的なためであるとする。
- (7) Paul Bowers, “Succession to the Crown Bill 2012-13: Bill No. 110 2012-13,” *Research Paper*, RP12/81, House of Commons Library, 19 December 2012, para.3.1, pp.5-6. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP12-81>>
- (8) なお、同日、女王は王子にケンブリッジ公爵を授爵し、夫人も同公爵夫人となった。“The Duke of Cambridge,” Official website of The British Monarchy. <<http://www.royal.gov.uk/ThecurrentRoyalFamily/PrinceWilliam/PrinceWilliam.aspx>>
- (9) 2010年5月の下院総選挙の結果、労働党のブラウン政権が退陣し、保守党のキャメロン首相が率いる保守・自民連立政権に交代している。
- (10) “Number 10 Press Briefing - Afternoon For 12 October 2011: From the Prime Minister's spokesperson on: Succession and Defence Secretary Liam Fox,” *Press release*, Number 10, 12 October 2011. <<https://www.gov.uk/government/news/number-10-press-briefing-afternoon-for-12-october-2011>> ただし、書簡自体は公表されていない。Bowers, *op.cit.* (7), para.3.3, p.6.
- (11) Bowers, *ibid.*
- (12) ただし、直接イギリスの王位継承規範に従いイギリスの君主をそのまま自国の君主として承認しているソロモン諸島やパプアニューギニアでは特に法改正等の必要はないと見られている。Bowers, *op.cit.* (7), para.3.4, pp.7-8. 各領国の法事情については、“Appendix – Constitutional arrangements for the crown in realms aside from the UK,” Bowers, *ibid.*, pp.20-24 参照
- (13) Statute of Westminster 1931 (22 & 23 Geo. 5, c.4), preamble. 同法は、植民地とは異なる自治領（Dominion）の地位を明確化して事実上これに国家としての権限があることを承認するとともに、本国及び自治領の対等な立場による英連邦の結成を謳っている。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.910; 小山貞夫編『英米法律語辞典』研究社、2011、p.1066. なお、1949年以降英連邦加盟国の地位が自治領の地位に取って代わった。Robert Blackburn, “The Rules on Royal Succession: Their Nature, Application, and Reform,” *Political and*

リス議会と同様に全自治領（当時）の議会の承認を求めなければならないと謳われている⁽¹⁴⁾。オーストラリアのパスで行われた英連邦諸国首脳会議の2011年10月28日の会合では、16の全領国の首相が①男子優先の王位継承を止めること、②ローマ・カトリック教徒と婚姻をした者に関する王位継承の欠格条項を撤廃すること（後述）の2原則で合意に達した⁽¹⁵⁾。

2012年12月3日にはケンブリッジ公夫人の懐妊が⁽¹⁶⁾、翌12月4日には全領国から前述の合意に沿った王位継承関係の法規範の変更について正式な同意が得られたことが公表され⁽¹⁷⁾、2013年法の制定に向けた動きが本格化するこ

ととなった。

2 制定経過

2012年12月13日、政府は下院に王位継承法案を提出した。その際、前述の英連邦諸国首脳会議の合意により、一旦全領国の承認が得られれば最初にイギリスが王位継承関係の法規範の変更に必要な法律の制定を推進しなければならないことを理由とし、また、ケンブリッジ公夫人の懐妊により大方の一致した意見が当該法律の可及的速やかな制定を望んでいると思われるとして、政府は同法案について迅速審議手続によるべきことを求めた⁽¹⁸⁾。これに応じ審議日

Constitutional Reform Committee, House of Commons, *Rules of Royal Succession: Eleventh Report of Session 2010–12* (HC 1615), London: The Stationery Office, 2011, Written Evidence, p. Ev.18. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201012/cmselect/cmpolcon/1615/1615.pdf>>

- (14) ただし、イギリスで一般的に拘束力のない法律の前文は解釈の指針となりうるにすぎず、また、1931年ウェストミンスター法第1条の規定により、自治領とは「カナダ自治領、オーストラリア連邦、ニュージーランド自治領、南アフリカ連邦、アイルランド自由国及びニューファンドランドをいう。」と具体的に定義され、英連邦諸国とは範囲が異なるとの指摘がある。Bowers, *op.cit.* (7), para.3.4, p.8; see also Lucinda Maer, “Royal Marriages and Succession to the Crown (Prevention of Discrimination) Bill,” *Research Papers*, RP09/24, House of Commons Library, 17 March 2009, pp.15-16, 19-22. 結局、同法前文は法規定ではなく、本質的に政治的な拘束力しかない憲法慣習のようなものとされている。Blackburn, *ibid.*, pp. Ev.17-Ev.18; ボグダナー 前掲注(1), pp.55, 262, 286-287. (Bogdanor, *op.cit.* (1), pp.45, 245-246, 268-269) 参照。なお、既述のとおり、現在の英連邦諸国には、領国でない共和国等が多数存在している。
- (15) “Agreement in Principle among the Realms,” Commonwealth Heads of Government Meeting (CHOGM) 2011 Website. <http://www.chogm2011.org/Resources/Latest_News/agreement-principle-among-realms.html> ただし、王族の婚姻に必要な君主の同意の要件（後述）については、合意内容に見当たらないが、各領国首脳に対する招請状においてキャメロン首相が言及しているという。Succession to the Crown Act 2013 – Explanatory Notes (hereinafter cited as “the Act – EN”), para.7. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/20/notes>> なお、ニュージーランド政府が全16領国間の調整役を引き受けている。
- (16) The Duke and Duchess of Cambridge are expecting a baby, The Prince of Wales and the Duchess of the Cornwall Website <<http://www.princeofwales.gov.uk/news-and-diary/the-duke-and-duchess-of-cambridge-are-expecting-baby>>
- (17) “Royal succession rules will be changed: Final consent received from all the Commonwealth realms,” Press release, Deputy Prime Minister’s Office, 4 December 2012, Notes to editors 1. <<https://www.gov.uk/government/news/royal-succession-rules-will-be-changed>> なお、2013年7月22日にはジョージ (George) 王子が出生している。The Duchess of Cambridge has been delivered of a son, The Duke and Duchess of Cambridge Website. <<http://www.dukeandduchessofcambridge.org/news-and-diary/the-duchess-of-cambridge-has-been-delivered-of-son>>; The Duke and Duchess of Cambridge name their baby, The Duke and Duchess of Cambridge Website. <<http://www.dukeandduchessofcambridge.org/news-and-diary/royal-birth-name>>
- (18) *Succession to the Crown Bill [Bill 110] – Explanatory Notes*, paras.16-17. なお、迅速審議手続 (Fast-track legislation) の意義については、House of Lords Select Committee on the Constitution, *Fast-track Legislation: Constitutional Implications and Safeguards* (15th Report of Session 2008-09, HL.116-D), Vol.I, London: The Stationery Office, 2009, para.28. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200809/ldselect/ldconst/116/116.pdf>> 参照

程動議が可決され⁽¹⁹⁾、法案は下院公法案委員会で僅かな修正を経て 2013 年 1 月 28 日に下院を通過し、翌 1 月 29 日に上院に送付された。上院では修正もなく送付案どおり 4 月 22 日に可決され、4 月 25 日に女王の裁可を得て 2013 年法が制定された。

II 概要

2013 年法の趣旨は、①性別 (gender) によらない王位継承 (第 1 条)、②ローマ・カトリック教徒と婚姻をした者に係る君主の欠格事由の撤廃 (第 2 条)、③婚姻に君主の同意が必要な王族の範囲の限定 (第 3 条)、④その他 (第 4 条・第 5 条・附則) に大別される。以下本章において順次略説する。

1 性別によらない王位継承

イギリスにおいて、王位は、かつてのコモン・ロー (慣習法) 上の封土 (不動産) の世襲相続に関する規範により継承される。具体的に、従来の王位は長子相続及び代襲相続の順序に従っ

て王の直系の子孫に、直系の子孫がないときは最近親の傍系の子孫に男子優先で伝えられてきた⁽²⁰⁾。このような相続制を王位継承に転用される場合も含めて長男子単独相続制 (male preference primogeniture) という⁽²¹⁾。2013 年法は、王位についてはこれを改め⁽²²⁾、性別によらないで継承の順序を決定するものとした⁽²³⁾。ただし、性別によらないで王位を継承するのは、パースにおいて前述の英連邦首脳会議が行われた 2011 年 10 月 28 日以降に生まれた者である。これは、①このような王位継承順序の決定方法の変更が既存の王族の王位継承順位に影響を及ぼさないようにしながら⁽²⁴⁾、② 2013 年法の施行までの間にケンブリッジ公夫妻が最初に女子を、その後男子を有するに至った場合には、夫妻の長女をその弟に対し王位継承の先順位者にすることを目的としている⁽²⁵⁾。

2 ローマ・カトリック教徒との婚姻に係る欠格事由の撤廃

イギリスでは、ヘンリー 8 世 (Henry VIII, 在位 1509 ~ 1547) によりローマ・カトリック教

(19) Succession to the Crown Bill (Allocation of Time), HC Deb. 22 Jan 2013, vol.557, col.204. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmhansrd/cm130122/debtext/130122-0001.htm#13012239000002>>

(20) Lord Hailsham of St. Marybone (editor-in-chief), *Halsbury's Laws of England*, 4th. ed., reissue, Vol.8 (2), para.34. ただし、男子がない場合において、2 人以上の女子があるときは、封土は長幼を問わず当該女子全員で共同相続したが、王位は年長の女子が単独で継承する。Lord Mackay of Clashfern (editor-in-chief), *Halsbury's Laws of England*, 4th. ed. reissue, Vol.12 (1), para.10. なお、このような不動産の世襲相続に関するコモン・ロー規範は、1925 年財産権法 (Law of Property Act 1925, 15 & 16 Geo. 5, c.20) により一掃されたが、世襲の栄典又は称号についてはその適用が除外されている (s.201 (2)). Lord Mackay of Clashfern *ibid.*, para.10, n.4; Daniel Greenberg (general editor), *Jowitt's dictionary of English law*. 3rd. ed., Vol.2, Sweet & Maxwell, 2010, pp.1788-1789; 田中 前掲注(13), p.663.

(21) Bowers, *op.cit.* (7), para.2.2, pp.4-5. 山田 前掲注(1), p.84.

(22) なお、世襲貴族の爵位の継承についても同様の慣習法によっている。2013 年法には特にこの点を変更する規定はなく、爵位は従来どおり長男子単独相続制により継承されることになる。Dorothy Hughes, "Succession to the Crown Bill (HL Bill 81 of 2012-13)," *Library Note*, LLN 2013/005, Lords Library, 11 February 2013, para.3.3, pp.7-10. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/LLN-2013-005>>

(23) Succession to the Crown Act 2013 (c.20), s.1.

(24) Hughes, *op.cit.* (22), para.3.1, pp.4-5.

(25) the Act – EN, *op.cit.* (15), para.16. この意味で、第 1 条の規定は、いわば遡及効を有するものとされている。Hughes, *ibid.*; Bowers, *op.cit.* (7), para.4.2, p.10.

会から分離されたイングランド教会がプロテスタントを採用し⁽²⁶⁾、その後ローマ・カトリック教徒のジェームズ2世 (James II, 在位 1685 ~ 1688) が議会により事実上廃位され、その長女でプロテスタントのメアリ2世 (Mary II, 在位 1689 ~ 1694) 及びその夫ウィリアム3世 (William III, 在位 1689 ~ 1702)⁽²⁷⁾が共同統治者として王位を継承する名誉革命が起きている。このような宗教的確執の結果、17世紀末から18世紀初頭にかけて制定された権利章典⁽²⁸⁾や王位継承法⁽²⁹⁾では、君主本人がプロテスタントであることが必要とされるばかりでなく、ローマ・カトリック教徒と婚姻をした者であることが君主の欠格事由とされている。

2013年法では、ローマ・カトリック教徒と

婚姻をした者も君主の資格を有する旨を定め⁽³⁰⁾、これに伴い権利章典及び王位継承法の各一部が改正されている⁽³¹⁾。ただし、プロテスタントであるイングランド教会の首長として⁽³²⁾同教会と霊的交渉を有するものとされる⁽³³⁾君主本人については、引き続き従前どおりプロテスタントでなければならない⁽³⁴⁾。なお、2013年法の施行前に行われた婚姻に関する経過規定がある⁽³⁵⁾。

3 婚姻に君主の同意が必要な王族の範囲の限定等

ジョージ3世 (George III, 在位 1760 ~ 1820) の時代に当時は分不相応で王家の体面を傷つけると考えられた者と婚姻をして王の不興を買う王弟が相次いだため、王族の婚姻を規制する

(26) ヘンリー8世は、最初の妃キャサリンとの間に生まれた子が後の女王メアリ1世 (Mary I, 在位 1553 ~ 1558) 1人を除き早世して男子がないこと等を理由としてキャサリンとの離婚 (婚姻無効) をローマ教皇に求めたが、ローマ教皇がこれを認可しなかったことを契機としてローマ・カトリック教会からイングランド教会を分離させ、1534年国王至上法 (Act of Supremacy 1534 (26 Hen. 8, c.6)) により自らその首長 (supreme head) となった。田中英夫『英米法総論 上』(英米法叢書) 東京大学出版会, 1980, pp.104-106. 同法はローマ・カトリック教徒のメアリ1世の時代に廃止されるが、エリザベス1世 (Elizabeth I, 在位 1558 ~ 1603) の時代に同法を復活させる1558年国王至上法 (Act of Supremacy 1558 (1 Eliz. 1, c.6)) が制定され、君主がイングランド教会の首長 (Supreme Governor) とされた。田中 前掲注(13), p.18.

(27) オランダでは、オラニエ公ヴィレム3世 (Willem III van Oranje)

(28) Bill of Rights [1688] (1 Will. and Mar. Sess. 2, c.2).

(29) Act of Settlement (1700) (12 & 13 Will. 3, c.2). 同法は、名誉革命によりカトリック教徒 (papist) であるジェームズ2世が退位 (実際は廃位) を余儀なくされた後、長男子単独相続制では先順位で王位を継承することとなるジェームズ2世の男子がカトリック教徒であり、プロテスタントであるその女子にも子がなかったため、故ジェームズ1世のプロテスタントである女子の子孫に王位を伝えること等を定めるものである。

(30) Succession to the Crown Act 2013, s.2 (1). なお、生存者に限り既に当該婚姻をした者の王位継承資格を回復させる規定がある。s.2 (2).

(31) Succession to the Crown Act 2013, Sch. paras.2, 3.

(32) 前掲注(26)参照

(33) Act of Settlement. なお、厳密に言えば、君主は、プロテスタントでなければならないが法律上イングランド教会の信徒である必要はなく、現にハノーヴァー朝初期のジョージ1世 (George I, 在位 1714 ~ 1727) 及びジョージ2世 (George II, 在位 1727 ~ 1760) はルター派の信徒であったという。ボグダナー 前掲注(1), p.54. (Bogdanor, *op.cit.* (1), pp.44.)

(34) the Act – EN, *op.cit.* (15), para.17. なお、同資料は、「他のいかなる宗教についてもこれに比肩しうる制定法上の規定はなく、君主は引き続きローマ・カトリック教徒であることが禁止される」と解説する。しかし、①今回の改正により他の宗教と比べ特にローマ・カトリックに対する差別的な規定が削られていることと、それにもかかわらず②今回の改正後も君主本人は引き続きプロテスタントでなければならないことを考え合わせると、君主はローマ・カトリック教徒であることが禁止されているというよりも、キリスト教でない宗教も含めてプロテスタント以外の宗教の信徒であることができないという方が正確であろう。

(35) Succession to the Crown Act, Sch. para.5.

1772 年王族婚姻法⁽³⁶⁾が取り急ぎ制定された⁽³⁷⁾。同法は、①ジョージ 2 世の子孫（外国の家に嫁した王女を除く。）が君主又はその王嗣⁽³⁸⁾若しくは承継人による事前の同意を得ないでした婚姻を無効とする旨及び②①の同意が得られなかった者で 25 歳を超えるものは、当該婚姻の意思を枢密院に通知し、議会両院による不承認の宣言がない限り、その通知後 12 か月を経過した時から有効に当該婚姻をすることができる旨を定めている。現代では、同法上婚姻に君主の同意が必要なジョージ 2 世の子孫が数千人に上るとして、同法の改革は遅きに失したものとされていた⁽³⁹⁾。

2013 年法は、1772 年王族婚姻法を廃止するとともに、①婚姻に君主の同意が必要な王族の範囲を王位継承の第 6 順位以内の者に限定し、②君主の同意を得ないでした婚姻自体を無効とする規定は設けなくて、当該婚姻による子孫が王位継承の資格を有しないものとする規定を設けた。なお、従前の当該婚姻でその当事者双方とも王位継承順位が第 6 順位以内の者でなかったものに関する経過規定がある。⁽⁴⁰⁾

4 その他

2013 年法には、既に述べた事項に関するもののほか、同法の施行に伴う関係法律の整理等に

関する規定として⁽⁴¹⁾、①君主の長男が必ずしも王嗣ではなくなったため、「長男である王嗣」等を死亡させる陰謀、当該王嗣の妻に対する強姦その他の行為を大逆罪とする 1351 年反逆罪法⁽⁴²⁾の一部を改正する規定⁽⁴³⁾、王位継承順位の第 6 順位以内の者でその婚姻に君主の同意を得なかったものを摂政の欠格者に加えるため 1937 年摂政執権法の一部⁽⁴⁴⁾を改正する規定⁽⁴⁵⁾等がある。

2013 年法中第 5 条の規定は制定の日から、その他の規定は枢密院議長が命令で定める時から施行する⁽⁴⁶⁾。当該命令には、各規定ごとに、それぞれ異なる施行日時を定めることができる⁽⁴⁷⁾。これは、各領国における所要の立法措置等に関して生じうる不測の状況に応じて順次各規定を施行することができるようにするとともに、当該各国及びその国内各地の標準時が異なることに対処しながら当該各国の法令の規定を同時に施行することができるようにすることを目的としている⁽⁴⁸⁾。

おわりに

立憲君主国イギリスの王室関係法は、古来の歴史的な議会制定法とコモン・ローと呼ばれる慣習法の織り成す規範で構成され、実質的な意義における王位継承法もその例外ではない。今

(37) ボグダナー 前掲注(1), pp.65-66. (Bogdanor, *op.cit.* (1), pp.55.); the Act – EN, *op.cit.* (15), para.8.

(38) 王位継承の第 1 順位にある者をいう。

(39) Political and Constitutional Reform Committee, House of Commons, *op.cit.* (13), para.18, p.8; ボグダナー 前掲注(1), pp.70-71. (Bogdanor, *op.cit.* (1), pp.59-60.); the Act – EN, *op.cit.* (15), para.8. は、当該子孫を数百人と推計し、その多くが同法の適用によりその婚姻が無効となる事実はもとより、同法の存在自体さえ知らないものと推測している。

(40) Succession to the Crown Act 2013, s.3 (1), (3)-(5).

(41) Succession to the Crown Act 2013, s.4, Sch.

(42) Treason Act 1351 (25 Edw. 3 Stat 5, c.2).

(43) Succession to the Crown Act 2013, Sch. para.1.

(44) Regency Act 1937 (1 Edw. 8 and 1 Geo. 6, c.16), s.3 (2). なお、本章第 3 節参照

(45) Succession to the Crown Act 2013, Sch. para.4.

(46) Succession to the Crown Act 2013, s.5 (1), (2).

(47) Succession to the Crown Act 2013, s.5 (3).

(48) Bowers, *op.cit.* (7), para.7.1, pp.14-15; the Act – EN, *op.cit.* (15), para.34.

回制定された2013年法は、王位継承順位の男女平等化のほか王位継承や在位についてローマ・カトリック教徒と婚姻をした者に対する差別の撤廃等の改革を図る等その意義は決して小さなものではないが、イギリス古来の法律やコ

モン・ローを維持しながらこれらに必要最小限度の改正や変更を加えるものである。イギリスの王室関係法は、漸進的な改革を経ながら着実な歩みを進めつつあるといえよう。

(かわしま たろう)

2013 年王位継承法

Succession to the Crown Act 2013 (2013 CHAPTER 20)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 河島 太朗訳

【目次】

- 第 1 条 性別によらない王位継承
- 第 2 条 ローマ・カトリック教徒との婚姻に係る欠格事由の撤廃
- 第 3 条 所定の王族の婚姻に必要な君主の同意
- 第 4 条 関係法律の整理等
- 第 5 条 施行及び短縮題名
- 附 則 関係法律の整理等 (本則第 4 条関係)

係る欠格事由の撤廃

- (1) ローマ・カトリック⁽⁵⁾の信仰を有する者と婚姻 [をした] 者は、これにより、王位継承又は在位の資格を失わない。
- (2) [第 1 項の] 婚姻がこの条の規定の施行前に行われた場合において、その施行の際現に [当該婚姻をした者] 本人が生存しているときは、[当該婚姻については、] (その施行後に行われた婚姻と同様に) 第 1 項の規定を適用する。

[長文題名]⁽¹⁾

王位継承を性別によらないものとし、王族の婚姻に関する規定を設ける等の法律

[2013 年 4 月 25 日制定]

女王陛下は、現在の議会に参集した聖俗貴族及び庶民の助言と承認を得てこれにより、並びに同様の権能⁽²⁾により、この法律を次のように制定する。

第 1 条 性別によらない王位継承

王位継承を決定する場合においては、2011 年 10 月 28 日以降に生まれた者の性別⁽³⁾により、他人 (その生まれた日時を問わない) に対し、本人又はその子孫を先にすることが [でき] ない。

第 2 条 ローマ・カトリック教徒⁽⁴⁾との婚姻に

第 3 条 所定の王族の婚姻に必要な君主の同意

- (1) (婚姻の時に) 王位継承順位の [第 1 順位から] 第 6 順位までのいずれかにあたる者は、婚姻をする前に陛下の同意を得なければならない。
- (2) 前項の同意が得られた場合には、これについて [次の手続を] しなければならない。
 - (a) 連合王国の国璽を押印して表示すること。
 - (b) [枢密] 院において宣言すること。
 - (c) 枢密院の記録簿⁽⁶⁾に記録すること。
- (3) 第 1 項の規定に違反し [て婚姻をし] た者及び当該婚姻によるその子孫は、王位継承の資格を有しないものとする。
- (4) (一部の特例を除き、国王ジョージ 2 世の子孫は、君主の同意を得た場合に限り婚姻をすることができる旨を定める) 1772 年王族婚姻法⁽⁷⁾

(1) 以下訳文中 [] 内は、訳出上文意に沿って補った日本語の字句である。
(2) 「同様の権能」の原語は、“the authority of the same”である。
(3) 「性別」の原語は、“gender”である。
(4) 「ローマ・カトリック教徒」の原語は、“a Roman Catholic”である。
(5) 「ローマ・カトリック」の原語は、“Roman Catholic”である。
(6) 「枢密院の記録簿」の原語は、“the books of the Privy Council”である。
(7) Royal Marriages Act 1772 (12 Geo. 3, c.11).

- は、廃止する。
- (5) 同法の規定により無効とされた婚姻は、次に掲げる要件に該当する場合には、無効とならなかったものとみなす。
- (a) 婚姻の当時その当事者の双方が王位継承順位の〔第1順位から〕第6順位までのいずれかにあたる者でなかったこと。
- (b) 当該婚姻に関し、同法第1条の規定による同意を求めなかったこと又は同法第2条の規定による通知がなかったこと。
- (c) 一切の事情を考慮して、当該婚姻の当時これに同法の適用があることを知らなかったことについて、関係者に相当の理由があったこと。
- (d) 何人も、この条の規定の施行前に、当該婚姻が無効であることに基づく行為をしなかったこと。
- (6) 第5項の規定は、王位継承に関する事項を除き、全ての事項について適用する。

第4条 関係法律の整理等

- (1) [この法律の施行に伴う] 関係法律の整理等については、附則で定める。
- (2) 他の法令において、権利章典又は王位継承

法中王位継承又は在位に関する規定を引用(その用字用語を問わない。)[する場合には、当該規定]は、この法律の規定による改正後の当該規定に読み替えて引用するものとする。

- (3) 次に掲げる法令の規定(王位継承及び在位に関するものをいう。)は、この法律の規定の適用を妨げない。

1706年スコットランド併合法第II条⁽⁸⁾

1707年イングランド併合法第II条⁽⁹⁾

1800年アイルランド併合法第二条⁽¹⁰⁾

1800年併合(アイルランド)法第二条⁽¹¹⁾

第5条 施行及び短縮題名

- (1) この条の規定は、この法律の制定の日から施行する。
- (2) この法律《この条を除く。》⁽¹²⁾は、枢密院議長が法律に基づく命令で定める時から施行する。
- (3) [前項の命令には、]各規定の目的に応じ[当該各規定ごとに]異なる[施行の]日時を定めることができる。
- (4) この法律は、2013年王位継承法として引用することができる。

(8) Union with Scotland Act 1706 (6 Ann, c.11), art. II. なお、同法は、その当時のイングランド王国議会が既に同国と同君連合をしていたスコットランド王国との併合条約を承認するため同条約と同一の規定を有する法律として制定されたものであり、第II条には、ローマ・カトリック教徒との婚姻を王位継承又は在位の欠格事由とする旨の規定等がある。

(9) Union with England Act 1707 (c.7), art.II. なお、同法は、その当時のスコットランド王国議会が既に同国と同君連合をしていたイングランド王国との併合条約を承認するため同条約と同一の規定を有する法律として制定されたものである。この条約は、前注の併合条約と同じ条約であり、したがって、この注に掲げる規定は、前注に掲げる規定と同一の字句を有するものである。

(10) Union with Ireland Act 1800 (39 & 40 Geo. 3, c.67), art. second. なお、同法は、その当時のグレートブリテン王国(イングランド王国とスコットランド王国とが併合して成立した国)議会が既に同国と同君連合をしていたアイルランド王国との併合条約を承認するため法律として制定したものであり、第二条には、王位継承が「現行法及びイングランドとスコットランドとの併合の条件」による旨の規定がある。

(11) Act of Union (Ireland) 1800 (40 Geo. 3, c.38), art. 2nd. なお、同法は、その当時のアイルランド王国議会が既に同国と同君連合をしていたグレートブリテン王国との併合条約を承認するため同条約と同一の規定を有する法律として制定されたものである。この条約は、前注の併合条約と同じ条約であり、したがって、この注に掲げる規定は、前注に掲げる規定と同一の字句を有するものである。

(12) 以下訳文中の二重山括弧(《 》)は、原文にない小括弧(())を補う趣旨で訳者が挿入した記号である。

附 則 関係法律の整理等(本則第4条関係)

(1351年反逆罪法 [の読替え])

第1条 1351年反逆罪法⁽¹³⁾ (反逆罪として裁判すべき罪を明定するもの)の規定は、次に掲げる字句をそれぞれ次に定める字句に読み替えて適用する。

- (a) 同法の規定中の字句のうち最初の『長男である王嗣』⁽¹⁴⁾ 『長子である王嗣』
 (b) 同法の規定中の字句のうち(a)に掲げるものの次の『長男である王嗣』 『長男で王嗣であるもの』

(権利章典 [の一部改正])

第2条 権利章典第1条⁽¹⁵⁾中次に掲げる字句を削る。

- (a) 「又はカトリック教徒⁽¹⁶⁾と婚姻をしている王若しくは女王により」
 (b) 「又はカトリック教徒と婚姻をする」
 (c) 「又は婚姻をしている」

(王位継承法 [の一部改正])

第3条 王位継承法⁽¹⁷⁾の [一部を次のように改正する。]

- (a) 前文中「又はカトリック教徒⁽¹⁸⁾と婚姻を

する」及び「又は婚姻をしている」を削る。
 (b) 第2条中「又はカトリック教徒と婚姻をする」を削る。

(1937年摂政執権法 [の一部改正])

第4条 1937年摂政執権法第3条第2項⁽¹⁹⁾ (摂政の就任又は在任の資格を有しない者)中「王位」の次に「又は2013年王位継承法第3条第3項の規定により王位継承の資格を有しない者」を加える。

(補則)

第5条 [本則第2条第1項]の婚姻が同条の規定の施行前に行われた場合において、その施行の際現に [当該婚姻をした者] 本人が生存しているときは、[当該婚姻については、] (その婚姻がその施行後に行われた場合と同様に) [附則] 第2条及び第3条の規定による改正後の [当該各法律の] 規定を適用する。

出典

- ・ Succession to the Crown Act (2013 Chapter 20)
 〈<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/20>〉

(かわしま たろう)

(13) Treason Act 1351 (25 Edw. 3 Stat 5, c.2). 同法には、君主の「長男である王嗣」等を死亡させる陰謀、「長男である王嗣」の妻に対する強姦その他の行為を大逆罪とする規定がある。

(14) 以下訳文中の二重かぎ括弧 (『 』) は、原文にないかぎ括弧 (「 」) を補う趣旨で訳者が挿入した記号である。

(15) Bill of Rights [1688] (1 Will. & Mar. Sess. 2, c.2), s.1. 同法には、カトリック教徒と婚姻をした者が王位継承等をするできないとする趣旨の規定がある。

(16) 権利章典中「カトリック教徒」の原語は、“a Papist”である。なお、これは、同教徒を侮蔑的に指称する用語である。

(17) Act of Settlement (1700) (12 & 13 Will.3, c.2). 同法は、名誉革命によりカトリック教徒であるジェームズ2世が退位 (実際は廃位) を余儀なくされた後、長男子単独相続制では先順位で王位を継承することとなるジェームズ2世の男子がカトリック教徒であり、プロテスタントであるその女子にも子がなかったため、故ジェームズ1世のプロテスタントである女子の子孫に王位を伝えること等を定めるものであり、カトリック教徒と婚姻をした者が王位継承等をするできないとする趣旨の規定がある。

(18) 王位継承法中「カトリック教徒」の原語は、“a Papist”である。なお、前掲注(16)参照

(19) Regency Act 1937 (1 Edw. 8 & 1 Geo. 6, c.16), s.3 (2).